

# 大綱心で交通安全!

## 自転車通行場所のルール編

お～おはようから  
 お～おやすみまで  
 つ～常に交通安全も意識して  
 な～無くそう交通事故

Vol.1

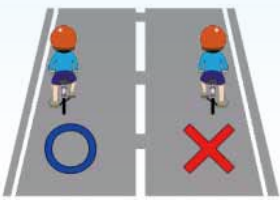
【閲覧先】  
 ▼薩摩川内警察署交通課  
 ☎(20) 0110  
 ▼本庁防災安全課危機管理グループ  
 ☎(23) 51111 (内線4932)

今年度は、自転車の正しい乗り方を中心に、交通安全についての記事を連載していきます。  
 交通安全のルールとマナーを守り、交通事故のないまちを目指しましょう。

昨年、市内では425件の交通人身事故が発生しました。その内の8・2%に当たる35件が、自転車に関係する事故です。これは、県全体の平均7・6%よりも高い割合となっています。  
 自転車で道路を走るためには、守らなければならない交通ルールがあります。  
 第一弾は、自転車が通行する場所のルールについてお知らせします。

### 道路の左端に寄って通行

自転車は、車の仲間です。道路交通法上は「軽車両」と位置付けられ、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則で、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



### 歩道を通行できる場合

歩道は、歩行者が通行する場所で、原則、自転車は通行できません。ただし、次の場合は、例外的に通行することが出来ます。

○「自転車歩道通行可」の標識や道路標示がある場合



「自転車歩道通行可」の標識

「自転車歩道通行可」の道路標示

○13歳未満の子ども、70歳以上の方、身体障害者が運転する場合  
 ○車道で工事をしていたり、道幅が狭くて車が多いなど、車道の通行が危険な場合

### 歩道を通行する場合に守るべきルール

○歩道上に「自転車歩道通行可」の道路標示(上記写真右)がある場合はその部分を通行し、無い場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を通行しましょう(この場合、左側通行の義務はありません)。  
 ○歩道では、すぐに停止できる速度(徐行)で進行し、歩行者がいるときは一時停止や、場合によっては自転車から降りて、押しながら通行しましょう。

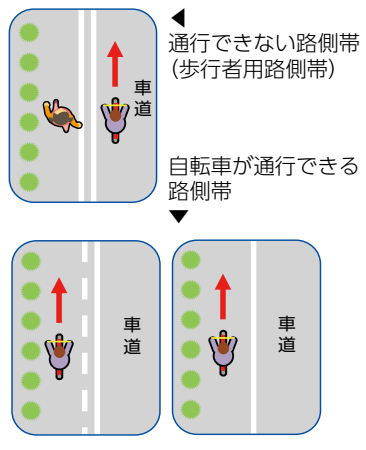


自転車歩道が歩道を通行できる場合でも、あくまで歩行者が優先です。

### 「路側帯」の通行について

道路の両端に引かれている白線の外側を路側帯といいます。道路の左側に歩道の代わりに路側帯がある場所では、

路側帯を通行することが出来ます。ただし、歩行者の通行を妨げることや、白線二本で標示された歩行者用路側帯の通行はできません。



### 自転車安全利用五則を守りましょう

- ① 自転車通行は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る  
 飲酒運転禁止・二人乗り禁止・並進禁止・夜間はライトを点灯・信号を守る・交差点での一時停止と安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

